

参議院水害地緊急対策特別委員会會議録第二十三号

昭和二十八年八月三日(月曜日)午後二時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 矢嶋 三義君
理事 三浦 辰雄君
永岡 光治君
永井純一郎君
武蔵 常介君

委員

植竹 春彦君
重政 庸徳君
谷口 彌三郎君
藤野 繁雄君
松岡 平市君
島村 軍次君
新谷 實三郎君
林 了君
安部 キミ子君
山田 節男君

衆議院議員

水害地緊急対策特別委員長

村上 勇君
滝井 義高君
赤澤 正道君
能谷 憲一君
網島 正興君

説明員

運輸省官房 企画課長 梶本 保邦君

本日の會議に付した事件

○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月における

大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(矢嶋三義君) 只今から委員会を開会いたします。

○委員(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。

○委員(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。

○委員(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。

ますので、提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(村上勇君) 衆議院水害地緊急対策特別委員会の起草提出にかかりました昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案外十五法律案の提案理由の御説明を申し上げます。私は極く簡単に御説明いたします。そのあとで各小委員長からなお補足して頂きたいと思っております。何とぞ御了承をお願いいたします。

まず「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

さきに、青柳一郎君外二十二名提出に係る「災害救助法の一部を改正する法律案」が両院を通過いたしましたのでありますが、特に今次の大水害を受けた県に対する災害救助に関しては、本年六月一日より前述の一部改正法の施行の日の前日までの間、特別の措置を講じて被害地域の早急なる民生の安定と復興に寄与せんとするものが本法律案の目的とするところであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

今回の大水害は公衆衛生諸施設等に多大の損害を与えており、水害後の伝染病発生は特に憂慮されるところであります。従いまして、伝染病の予防並びに伝染病院及び隔離病舎等の災害

復旧、簡易水道の災害復旧及び布設又は汚物の処理等に関し、特別の措置を講じ公衆衛生の保持に資する必要がある、これが本法案の目的とするところであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

本案は、今次の大水害で被害を受けた地域におきまして国民健康保険を行う保険者に対して貸付金の貸付及び補助金の交付を行うことにより、被害地域の国民健康事業の運営を円滑且つ健全ならしめるを目的とするものであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案」について御説明申し上げます。

本案は、失業保険法の適用を受け事業所に雇用されている労働者が労資双方の責に帰し得ざる今次の大水害により就労することができない状態にある場合、失業保険法の適用に關して、特例を設け、早急にこれら労働者の生活の安定を図るを目的とするものであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

今次大水害の被害地域における多数

の失業者に対し、失業対策事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに経済の興隆に寄与せしめるため、特別の措置を講ずるのが本案の目的とするところであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

今次の大水害により被害を受けた農林漁業者、農林水産業組合等が、今後その経営又は事業を維持するに必要とする資金及び農林漁業用施設を復旧するに必要とする資金が、円滑且つ低利で融通せられる措置を講じ、もつて、これらの経営の安定を図らんとするのが本案の目的とするところであります。

次に「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案」について御説明申し上げます。

今次の大水害による被害は極めて大きく、被害農地並びに農林水産業施設の復旧につきましては、従来通りの国庫の補助をもつては到底不可能な状態にあります。故に、その復旧工事に対する国庫補助の程度を高め、工事の可及的円滑な促進を図るのが本案の目的とするのであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特別に関する法律案」について御説明申し上げます。

本案は、今次の大水害による被害農家に対し、政府所有食糧の補給をなし得る途を開くのを目的とするものであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害たばこ耕作者における資金の融通に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

本案は、今次大水害による被害を蒙つたたばこ耕作者に対し、今後の経営維持のため又は設備復旧のため必要とする資金を円滑且つ低利で融通するの措置を講じ、たばこ耕作者の経営の安定を図るため、日本専売公社が当該資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とするものであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害に伴う中小企業信用保険法の特別に関する法律案」について御説明申し上げます。

今次の大水害により被害を被つて中小企業者の事業の再建に最も必要なものは円滑なる資金の融通でありまして、政府においてこのために二十五億円を金融機関に預託したたのであります。この資金が速かに中小企業者の手に渡り活用されているとは必ずしも言い切れない現状であります。その原因は貸付金の回収にあるのであります。ここに中小企業信用保険法についての特例を設け、もつて中小企業者に再建資金が円滑に流れるようにするのが本案の目的とするところであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国庫の機械等の譲渡等に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

す。

本案は、今次大水害により被害を受けた中小企業者に対し、その機械設備の復旧を図るために国庫の機械等を減額譲渡する特別措置を講ずることを目的とするものであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自動車競技法の特例に関する法律案」について御説明申し上げます。

本案は、大水害を被つた地域内における地方公共団体が、昭和二十九年三月三十一日までに行う自動車競技について、車券の売上が三千万円以上であつても国庫に納付すべき納付金はこれを一回限り免除いたすこととしこれによりまして当該災害地域の地方財政の増収を図らんとするものであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案」につきまして、御説明申し上げます。

今次大水害の被害地域にある小企業者の被害は甚大なるものがあり、これが復旧の促進と経営の安定は急を要するものであります。つきましては、これら小企業者の負担を軽減するために利率を引下げるための特別措置を講ぜんとするのが本案の目的とするところであります。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等について災害の復旧等に関する特別措置法案」につきまして御説明申し上げます。

本案は、今次大水害の実情にかんがみ、災害の復旧等を促進するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

その他の法律について特例を設ける等の特別措置を講じ、もつて公共の福祉を確保し、あわせて民生の安定を寄与するのを目的とするものであります。

最後に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案」について御説明申し上げます。

今次の大水害により地方鉄道業、軌道業又は自動車運送業を営む者は甚大な損害を受け、且つその復旧は遅々として進まず、これら事業の公共性にもかかわらずその営業の全部又は一部を休止しているような状態にあります。

この原因は、一にかかつてその復旧に要する資金を得ることが困難な点にあります。このため、これ等に対し政府がその資金を補助し復旧を促進せんとするのが本法法律案の目的とするところであります。

以上、十六件の各法律案について、その趣旨を御説明申し上げたのであります。各法律案の起草に当りましては厚生対策、農林対策、通商産業対策及び建設対策等各部門別に小委員会を設け、それぞれ専門的に調査検討を進めることとし、各小委員会とも数回にわたり、連日連夜にわたり極めて熱心に協議を重ねられたのであります。その間、一方、参議院の水害地緊急対策特別委員会とも緊密に連絡をいたし、厚生関係六法律案、農林関係四法律案、通商産業関係四法律案、建設関係二法律案をそれぞれ起草し、去る七月三十一日の委員会において、全会一致をもつて小委員会案の通り成案を決定し、これを委員会提出の法律案として委員長より提出いたしました次第であります。

何卒、慎重御審議のうえ速かに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(矢嶋三義) 只今、衆議院水害地緊急対策特別委員長村上勇君から全般的な提案理由の説明がありました。重ねて各小委員長から補足説明を承るわけでありますが、それに先立つて説明者に、参議院特別委員長としてお願いいたしておきたいと存じます。

それは、先刻本特別委員会でも問題になつたのでございますが、と申しますことは、このたび立法するに当つては、衆参の特別委員会の委員長、小委員長、理事の打合せ会を二回開いてまゝとまつたものについて、それ、或いは衆議院或いは参議院から、提案されることを確認いたしました。そのときに問題に提起はされたけれども、まゝとまらなかつた問題については、爾後両院の該当小委員会のほうで意見が一致したならば、それを以て両特別委員会の委員長、小委員長、理事の打合せの決定事項とみなす。併し新しい事項については改めて協議するということを確認はいたしておたわけでございます。参議院側としましては、第一回、第二回の衆議院側との打合せでまゝとまらなかつた点については、是非とも立法したいとは思ひながらも、提案を差控えておたわけでございます。が、只今村上委員長からも承ります。と、両院で問題として提起はされたがまゝとまらなかつた問題、更には全然両院の打合せで出なかつた問題に関する立法もここに提案されておたつたようでございます。それで、その、該当小委員長から補足説明して頂く場合に

は、この部分は両院でまとまつた分、これは問題に出たけれども、まとまらなかつた分、これは両院の話し合いでは全然出なかつた部分、こういう点を明確にして御説明願いたいと思います。それによつて参議院の爾後における審議を整理して参りたいと思ひますので、補足説明を承る場合に、改めてお願い申上げたいと存じます。

○重政廣徳君 各法案、おおむね政令の定むる分、これが被害者になると、最も関心を寄するであらうと思ふのでありますが、勿論これは数字的に、多角的に公明正大に、その区域の指定をしなければならぬのでありますが、私がお尋ねするのは、或いは都を単位にするのか、町村を単位にするのか。これは勿論政府が定めるべき問題であります。この問題としては、その点どちらを単位とするかという考があるか、御質問いたしたいと思ひます。

○衆議院議員(村上勇君) 衆議院におきまして、まだその法律を適用する地域というものを決定いたしてはおりませんが、併し二十八年六月、七月のこの大水害における地域というものは、常識的にもおのずからわかつて来るだらうと思ひますので、いづれその法案が通過いたしましたあとで、これは参議院の皆様とも緊密な打合せをいたしまして、その政令によつて決定する地域を委員会におきまして考慮をいたしたい。かように思つておる次第であります。

○重政廣徳君 私がお尋ねするのは、都を単位にして取るか、或いは町村を単位にして取るかという、単位の取り方で非常な相違を来たすのでありまして、勿論都を単位にして取れば、これ

も理論的な、合理的な方法でもあるし、町村を単位にして取るのも、むろんこれもいい方法であります。その点よく御研究になつて頂く必要があると思ふのであります。

○衆議院議員(村上勇君) 先ほど、私から提案理由の御説明を申し上げました中に、地方鉄道に対する災害復旧のための特別措置、これと競輪に対する特別措置につきましては、実は両院の協議は完全に一致していなかつた次第であります。併しながらこの衆議院においては、法案を委員会の決議を見ましたのが七月三十一日の午後六時でありまして、実はちやうど委員会において、次々とこの決議案が行われており、決定をしておる際でもあり、特にその場で緊急な要請によりまして、参議院の委員会のそれ／＼の担当者との打合せをする時間的余裕がなかつたことを、私といたしましてはおおむね申上げます。ともかくちやうど国会の最終の日でありましたので、私どもは国会が延期になるといふようなことは念頭に置かず、この法案をどうしても国会の期日内に通過を図つたことが、緊密な御連絡をいたさなかつたというところに一つ御了承をお願いいたしたいと思ひます。

○三浦辰雄君 私、衆議院の村上委員長にお尋ねしたいのですが、これは衆議院だけとか何とかいう問題じゃありませんが、これを通過して行つた場合に、少くとも我々の通そうとして中心になつてゐる特別委員会のお互いとしては、せめてこの一つの法案の十六

あります。政府としてはしてもらわなければ困る。公布されて、災害地の住民

の諸君が、それ／＼の立場から非常に待望しておる。それ／＼の措置を、さして法律は出たけれども、そのいわゆる裏打とも言うべき法律なり、或は金融の額なりというものが余りに過小であつては、私の申訳に、いや／＼ながら政府が爪の垢はどつたというので、立法者の我々としても非常に期待にはあつた。ましてやその期待して

いた災害地の諸君としては、もう全く情ない。この点については、もう全くお考えになつておられますか。この点を総括的に御説明を願ひたいのです。

○衆議院議員(村上勇君) お答え申上げます。

まだ詳細な、厳密な数字が出ておるわけではありませんが、大体基礎的な公共事業等に対する今回の経費は三百三十億圓くらいと聞いておりますが、この法律によりまして約百七十億圓の増額となる予定であります。私どもも御説の通り立法はできませんが、裏打がないようなことでは相済まないで、今後の予算措置につきましては、政府とも緊密な連絡をと

り、又政府を奮励して、どこまでもこの裏打をいたしたいと、かように思つておる次第であります。

○三浦辰雄君 一応、総括的な大ききについては伺いましたが、私も初め聞いていたところによると、確かに救わなければならぬし、救いたいこの大災害のことだが、例えば十月等のことを含めて補正を組むよりも、今日の日本の財政の關係から言へば、財源が遺憾ながら非常に乏しいと思ふ。そこで特にこの与党關係の方面においては、法案を審議し、その成立に關しては特にこの政調会のほうと十分な連繫をと

つて、そうして、今申上げましたような期待に背くような醜態は、厳に慎しまなければならぬということをお言ひされてゐる。私も御尤もだと思ふので、そういう点から、この何か与党の政調会のはうと、この審議の過程において連絡はされたいと思ふので、その連絡の程度がどんなふうになつてゐるか。こちらのほうの今後の審議の都合もございまして、一つ承りたいのです。

○衆議院議員(村上勇君) 御尤もな御意見であります。ともかくも与党といひましては、この法案の肉付けをするためには、その財源については、相当困難なものがあるというふうな意見もありましたし、又大蔵大臣からも、委員長に対しては又各党の政調会長のかたがたに対して、いろいろな申入れがあつたのであります。併しながらその申入れの通りにはこの法案を改竄いたしません。結局現行法と大同小異であると思ふ。私どもは、国家財政の非常に苦しいときではありますけれども、今回の大水害の非常な被害の大きいことを考えましても、この際、これを放置しておくといふようなことは絶対にできない。これは関東の大震災の復旧のものであります。北九州その他のこの被害も全国民の御同情と申しますか、負担によつてこれを解決するのでなければいけないということから、諄々とその被害の非常に莫大なことを説いたのであります。幸いに各党はこれを承認して頂きましたし、与党、自由

党におきまして、政調会並びにその他の党の機関がこれを承認してくれましたし、只今代議士会におきまして

も、提案理由の説明を申し上げましたところ、満場一致これが提案に対して賛成を得て参つた次第でありますので、私は今日の国家財政から言つて心配の点もありまけれども、この被害の非常に大きなことから考えまして、どうしてもこれは如何なる財政的苦痛はありましても、どうしてもこの裏付けをしてもらいたいと、かように思つております。

○三浦辰雄君 大変、いろいろと御心配を願つております。点は、感謝申上げますが、そうすると今日、代議士会等でもお話になられたその際に、今度の被害については、おおよそ現行法規で行く場合には三百三十億程度の本年度、金が要するらしい。そしてこれを拡張し或いは率を上げる。つまり今度の新立法によつて行く場合は、おおよそ百七十億程度プラス・アルファになる。こういうお話をされた、又聞いた、ということに承知して差支えありませんか。

○衆議院議員(村上勇君) 党の代議士会に諮りましたのは、只今この委員会に御説明を申し上げました程度のことにとどめたのであります。詳細に亘つては、なか／＼一時間以上もかかりますので、今の提案理由程度の説明をしたのであります。はつきりした数字の出ないことは申上げ、これを差控えて参りましたので、今申されるがごとき数字を挙げての承認は得ていないのであります。

○三浦辰雄君 もう私も、これ以上村上委員長にお尋ねすることは避けなければならぬと思ふのでありますが、これからだん／＼、いよいよいよいよ参議院で通すとなれば、公布になる。い

わゆるその執行については、政府は責任を持たなければならぬ。従つて政府の与党であられる方面においては、特にその点真剣になつて、細かく数字等にも或いは及び場合もあるかと存じます。私どもはお互いにこの大災害にあつては人々を何とかして或る程度は国家的に、今おつしやられた国民全体の負担においても、或る程度は救わなければならぬという考えにおいてやつておるわけでありませう。だん／＼経過の途中においてそういう細かい具體的な数字等になりました際には、どうか参議院におきます全員、殊に与党の人は御奮闘願ひと思ひますが、殊に衆議院のほうにおかれましては、一つぜひそういうた、ただ単に議員の立法の機嫌でないという、機嫌びになつたのでは困る。自己満足だけでは困る。裏打ができませんように御協力を一層お願いいたしまして、私の質疑を打ち切りたいと思ひます。

とともにもその適正化を期することといふたのであります。すなわち、救助の種類中にある「収容施設」の中に「応急仮設住宅」を含めるとともに、「飲料水の供給」及び「災害にかつた者の救出」を含めるといふたのであります。第二に、この法律の救助事務の円滑を期するために国庫負担の対象額中に「救助の事務を行うのに必要な費用」を含めるといふたのであります。第三に、救助の種類のうち、現行の災害救助法第二十三条に規定するものと及び第一で追加いたしましたものを除いて政令で定めるものについては、救助のために必要な施設又は設備に要する費用を国庫負担の対象とするものといたしましたのであります。第四に、現行法及び一部改正法の国庫負担の対象額の基礎額と、その国庫負担の割合とを改めたこととであります。すなわち、現行法では当該都道府県の普通税収入見込額の百分の一を超える場合に始めてその超えた金額が国庫負担の対象となることとなつており、一部改正法におきましては「千分の二」を超える金額」と改めることとなつておりますが、これを更に、本案におきましては、「千分の一」と読み替へて適用することとしたのであります。

に要する費用は六分の五とし、又、県が市町村に対し支弁した予防費等に対し国庫が負担する率を二分の一から三分の二に引き上げ、そのうち伝染病院等の復旧費用については五分の四とし、而して県が水害のため直接支弁した費用及び保健所法に基く政令で定める市が支弁した費用については四分の三に引き上げる規定を設けております。第二は、市町村が行つた簡易水道の復旧及び布設に要した費用に対し、国がその二分の一を予算の範囲内で補助することとができる規定を設けております。第三は、市町村が行つた、し尿の処理に要した費用、し尿貯りゆう槽等のし尿処理施設の設置に要する費用、塵芥焼却場又は火葬場の災害復旧に要する費用に対し、国がその三分の二を予算の範囲内で補助することとができる規定を設けております。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案」について御説明申し上げます。

本案の骨子を御説明いたしますと、第一に、被害地域にある事業所が水害を受けたためやむを得ずその事業の全部又は一部を停止する場合において、その事業所に雇用されている失業保険の被保険者で一定の基準に合致する者について、その事業の停止により休業した場合にこれを離職とみなし、その休業したものが一定の期間就労できない状態にある場合にはこれを失業とみなして失業保険法を適用することとしたのであります。第二に、休業をした者が、再びその事業所に就業した場合に、法第十一条の規定にかかわらず、その日を雇用された日とみなすこととしたのであります。第三に、失業保険金の支給を受ける場合には、法第十六条の規定にかかわらず、公共職業安定所に出頭し失業の認定を受けねばならぬこととし、失業保険金の支給を受ける者については、法第十九

条の規定にかかわらず、認定を受けた失業期間の最初の七日間のみを支給しない期間として、法第二十四条の規定にかかわらず認定を受けた日から一週間以内にとりまとめて支給することとしたのであります。なお、支給する失業保険金は法第二十条に規定する百八十分分が含まれることとしたしました。本法の施行期間につきましては公布の日から二週間後とし、施行前の休業に關しても遡つて適用することとしたしました。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

本案の骨子を御説明申し上げますと、昭和二十八年七月一日から昭和二十九年三月三十一日までこの間に地方公共団体が行う失業対策事業に要する経費については五分の四、資材費については二分の一、事務費については五分の四にそれぞれ引き上げたものであります。次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

本案は、今次の大水害により流失、埋没等のために使用できなくなつた小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部における学校給食用の小麦粉及び乾燥脱脂ミルクに対し県が損失を補償し、国がその損失補償に要する経費について全額を補助することとしたのであります。

以上、厚生関係の六法案を御説明いたしました。この六法案は、衆参共に先

【速記中止】
○委員長（矢嶋三義君） 速記を起して下さい。

それでは、これから該当小委員長の補足説明を聴取いたします。

○衆議院議員（滝井義高君） 厚生関係の六つの法案の骨子を御説明いたしました。

先ず第一に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案の骨子を説明いたします。

先ず第一に、現行の災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）の救助の種類を増加充実に、救助内容を整備する

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案」について御説明申し上げます。

本案の骨子を御説明いたしますと第一に、伝染病予防法の特例といたしまして、市町村が支弁した予防費に対し県が支出する率を三分の二から全額に引き上げ、そのうち伝染病院隔離病舎隔離所及び消毒所に関する災害の復旧

に要する費用は六分の五とし、又、県が市町村に対し支弁した予防費等に対し国庫が負担する率を二分の一から三分の二に引き上げ、そのうち伝染病院等の復旧費用については五分の四とし、而して県が水害のため直接支弁した費用及び保健所法に基く政令で定める市が支弁した費用については四分の三に引き上げる規定を設けております。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に關する特別措置法案」について御説明申し上げます。

本案の骨子を御説明いたしますと第一に、国民健康保険を行う保険者であつて、六月一日から六ヶ月間に保険料又は一部負担金を減免したものが、災害救助法の適用を受けた市町村に被保険者を有し更に減免した保険料の額が、その年度の保険料の額の百分の十以上で且つ二十万円以上であるものに對し、国が予算の範囲内で貸付金を貸し付けることができるようにいたしましたのであります。第二に、貸付金の額はその減免額の百分の八十以内とし、残りの百分の二十以内につきましては補助金として交付することとができることと

いたしたのであります。第三に、貸付の条件といたしまして貸付金の償還期限は翌年度の初日から五年間の据置期間を含み十五年以内とし、年利五分五厘の元利均等年賦の方法によつて償還することといたしております。なお、貸付を受けた年度の貸付期間及び翌年度初日から五年間を据置期間とし、この期間中は無利子といたしております。その他、年賦金の支払猶予、貸付金の一時償還、報告及び検査、知事に対する権限の委任等につきまして規定を設けております。

次に「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案」について御説明申し上げます。

本案の骨子を御説明いたしますと、第一に、被害地域にある事業所が水害を受けたためやむを得ずその事業の全部又は一部を停止する場合において、その事業所に雇用されている失業保険の被保険者で一定の基準に合致する者について、その事業の停止により休業した場合にこれを離職とみなし、その休業したものが一定の期間就労できない状態にある場合にはこれを失業とみなして失業保険法を適用することとしたのであります。第二に、休業をした者が、再びその事業所に就業した場合に、法第十一条の規定にかかわらず、その日を雇用された日とみなすこととしたのであります。第三に、失業保険金の支給を受ける場合には、法第十六条の規定にかかわらず、公共職業安定所に出頭し失業の認定を受けねばならぬこととし、失業保険金の支給を受ける者については、法第十九

これを一つの措置法の中に盛り込みたいという考え方を持っておりまして、ああいふ災害であるから、これは単独法にしたいという参議院側の非常に強力な御主張でございまして、私もこれを譲歩いたしました。この泥に關する、而ももうすでに崩れ落ち、流入堆積した泥に關する限りにおきましては、参議院において御立法を願つたと記憶をいたしております。

第五は、土木機械の貸付についての特例でございまして。現在建設省においては、災害復旧事業を行う地方公共団体に對しまして、その所有する土木機械を貸付け、事業促進に大なる役割を果しております。が併し、地方財政が非常に窮乏をいたしております。事情に鑑みまして、従来の法律の規定にかかわらず、これを無償又は時価より低い貸価で貸付することができるといふ規定をここに特に挿入をいたした次第でございまして。

第六に、住宅対策といたしましては、その基本方針として、今次の災害によつて滅失した戸数の二割五分は厚生省關係、五割は公営住宅の建設、残余の二割五分は住宅金融公庫の融資によつて解決をいたす方針で、本案の立案に當つたのでございまして。で、住宅対策は最も緊急を要するものでありまして、応急的な措置が講ぜられなければならないのであります。が、応急の仮設住宅では、その耐用年限がどうしても一、二年に限定をされますので、その間におきまして恒久性のある住宅の建設が必要となつて来るのでございまして。公営住宅の建設は、これを第二種公営住宅に限定いたしました。その

三割に相當する戸数を二十八年度に、二割を二十九年度に建設できるようにし、又公営住宅法第八条に規定する国の補助率の三分の二を四分の三に引上げるよう考慮いたしましたのでございまして。住宅金融公庫に關しましては、一般に一定の条件にかなうものの中から抽籤によつて融資を行うことになつておるのでございまして、今回は、現地の財政事情等に鑑みまして抽籤を行わないことといたし、更に住宅金融公庫法第二十一条第一項の規定にかかわらず、貸付金の償還期間を三年間延長することとし、貸付の日から三年間は据置期間として、借受金の償還を容易にしようとしたのでございまして。なお据置期間の三年につきましては、当初衆議院では無利子ということで頭張つておつたのでございまして、これは住宅金融公庫の運営その他の実情から鑑みまして、甚だまづい点がございまして。更に参議院におかれましては、さようにやはり衆議院の最終の結論と同じ意見でございまして、無利子ということとしまして、無利子ということから、やはり利子を付すということにいたしました次第でございまして。

最後に、いま一つ、この我々の委員会では、建設と運輸を担当いたしておるのでございまして、ここに二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に關する法律、これを衆議院のほうで小委員会において、いろいろいささつがありまして、あとで御説明申し上げますけれども、最後の親委員会において、これを通過することになつたのでございまして。お手許に五條ばかりの法案があるはずでございまして、要はこの

災害を受けた、而も資本金の小さい地方鉄道等で、もう立ち上る氣力もないといつた会社が突にたくさんあるといふことを運輸省から申入れて参つたのでございまして。これについては、自動車局長がたび／＼委員会まで参りまして、事情について説明をいたしました。最後にこれを譲といたしたのでございまして、この中には、勿論公営のものも含みます。例えて言いますならば、熊本市における市電等は、非常に災害を受けておりますが、今日の熊本市の財政事情を以てしては、到底市電の復活は不可能ではないか。更にこの私有鉄道或いは私有のバス会社等に対しまして、衆議院では一営利会社に國庫で以て補助するということはいけないといふことから、ずつと會議のたびにこれを保留をいたして参つたのでございまして。ところが最後に至つて、自動車局等からいろいろ説明を聞きまして、同じ営利会社とは言いきまして、資本金が一千万円、或いは一千二百万円、中には二百五十万円などという小さい会社があるのでございまして。こういう会社は、もう放つておきますならば、今日の計算において、レールもガソリンも電柱も引ばずして売つてしまつたほうが会社の辻褄が、計算の辻褄が合うのでございまして。若し、そういうことになりますれば、これは勢ひ公益性を持つておる事業でございまして、地方の利便を大いに損うということになるであらうと、これを復旧するために十分な費用を、勿論割くわけには参らんけれども、大体において起ち上りが困難と予想される会社は、極めて小さい。それ

も数が少ないのでございまして。そういう会社は、当初は被害額の半分という補助の要請でございまして、先ずの後の一／＼検討いたしました。先ず二割、五分の程度誘引水として出してやるならば、又息を吹き返して元氣を出して経営するのではないかと、その程度のこと、金額にすれば大体五千万円見当でございまして。その程度のことだつたらしてやるのが妥当ではないかといふふうな結論に次第に傾いて参りました。又もう一つは、融資の斡旋、融資を政府において斡旋の勞を取つてやらなければ、なかなか申上げるまでもなく、この広汎の地域における私設鉄道というものの、小さいと申しながらも数でございまして、なかなかそれぐらゐな金額で追つてくものではございまして、なお融資の面においては十分斡旋の勞を取つてやらなければならぬのではないかと思ひます。当初からこの融資の斡旋ということについては、参議院側と同様勿論その必要を認めておつたのでございまして、が、ただこの國庫の補助ということにつきましては、いろいろの議論がありまして、小委員会ではまともらんで、最後の親委員会においてまともらんで、とをここに御報告申し上げる次第でございまして。ただこれにつきましては、私も大変遺憾といたしまして、参議院とすべて並行して進むということとに私も打合せて参つたつもりでございまして、もう最後の、会期の延長がまだ海のものと、山のものとわからない切羽詰つた段階に我々が追い込まれて、そのときに、参議院の状況をお聞きしたら、まだ参議院においても、一回は小委員会では否決を

したけれども、更に検討の結果、親委員会でも取上げて、これを更に最初から検討をやり直すといふふうなこともちがつと承つたのでございまして、最後に私のほうから、委員長さんを経て御連絡を申上げるべきでありましたのでございまして。もう、そういう切羽詰つた事態の下に、社会党の諸君はこの法案の成立を、もう一分も争うといふふうな責められもいたします。私どもも非常にあわてておりまして、十分お諮りする時間がなかつたことをここに詫言をいたします。そういう経過を經まして、実は参議院のほうへ連絡も十分でございまして、けれども、衆議院の最後の親委員会において、そういった結論を得ましたので、一応ここに衆議院の法案として生れ出た次第でございまして。更にもう一つ、只今の特別災害財政補給金につきまして、いろいろ御意見、御議論が出ておるようには拝承をいたしたのでございまして。これは拝見いたしますのに、非常に広汎な根本的な問題を含んでおるようでございまして、私どものほうでも、今日こういう法案を作りますに當りましては、これに伴う財政措置については、我々も随分検討をいたして参つたのでございまして。で、非常に大事な問題の一つといたしまして、冒頭に負担率を変えたことと申上げました。この災害國庫負担法の率を変える。あの法案の現行法の最後のほうに、この負担法を適用しないものという条項がございまして、それが附原にあつては十五万円、市町村にあつては十万円以下と、この極く小さい事業でございまして。これについて、当初衆議院ではこれをいずれも、この

限度を五万円ずつ下げるといふことに話が落ちておりました。ところが参議院におかれましては、この件において最初の小委員会でお作りになりました法案と申しますか、これにかけおつたのでございます。で、いろいろ討議を進めて参りますうちに参議院でも随分これに対して御討論に相成つたけれども、結論が出なかつたといふふうに私も拝承いたしましたのでございます。これについては、成るほどこれを取上げて五万円ずつ引きますと、事業の件数が、大体この災害の箇所を調べて見ますと、現行で言つて七万件、それを五万円切下げると大体五〇%内外殖える。大体十万件になる。件数はもう三、四万件殖えるところへ持つて来て、予算面へこれがどう影響するかといふと、總被害額の大体五%だ。で、金が大量に要らん割に手数だけ食う。こういうことは、徒らに行政面で混乱を増すばかりであるので、何とかこれをとつて、これに代る特別平衡交付金と申しますか、補給金と申しますか、こういうたものによつて置き換へるというところが一番いいではないかといふような議論が次第に盛り上つて来たわけでございます。最後に「小委員長、君一十分ギヤランティを政府から取つて来い」と言われることになりまして、私皆様に代りまして、実は建設大臣に会い、更にこれは筋が違ふのでありますけれども、実際最後は、これが自由党の政調会で引つかつた。そのために私は党を異にいたしましたけれども、こうして超党派的に物事を進めておる關係上、この法案を押し通すことにはやはり責任を感じます立場から、村上委員長とも同行い

たしまして、あそこの副会長の前尾君並びに松野君らのおられる席でこれを検討いたしました。更には政調会長の池田勇人君とも、私もこれはこれについていろいろ検討をいたしましたのでございます。最初建設大臣は、「やはりこういうふうな置き換へてもらつたほうがいい。五万円ずつ切り下げても混乱を増すばかりである。特にこれについては、政府のほうでもいろいろ苦慮するところがあるんだが、今日の段階では大蔵大臣並びに地方自治庁長官と話合つて、この特別災害財政補給金の話合ひをどう進めておる。自分は責任を持つて、必ず諸君の言う補給金について考慮をするから、この条項は削除してくれ」といふことであつて、この正誤表にあらはする通りに、四頁一行から五行までは削るべきの誤りといふことを実は載せた次第でございます。これは大体野党側の見解ですけれども、是非こういう規定を作つておかなければいかんと、先ほど参議院において、これを是非の特別災害財政補給金を是非法文化しておかなければいかんといふような御主張、やはり一脈相通するものがあるのではないかと、失礼ではございますが推察いたしますので、衆議院では、とにかくも現在のところこの政府は信頼できん、野党にしては常にそう言うのでありましようけれども、信頼できんといふことが事の発端でありまして、そういう補給金が、口で建設大臣が言つても恐らくできんだらうと、だから法案に明らかに盛つておこうといふことでありまして、日本政府でございまして、これをみんなが信じないと言つた場合に

は、いかにならんじやないかといふたような反省もございまして、最後には、そういう建設大臣の一つの一方的な言葉並びにこの予算面で一応責任を持つ立場にあらはす野党並びに与党の政調会長等の言葉をもちまして、その席には、特にこの村上特別委員長にも参加をいたして頂いた次第でございます。とくかく大蔵大臣の言葉をとれ。おしまひには一札取つて来いといふことでありまして、なかなかどういふことについて一札を取るといふことは、一体どういふことを意味するのか。まあ堅持としては皆同じであつた。ただどういふふうによつてベテニかけられるのではないかといふ不安を野党側では持つたのでございまして、けれども、一応政府の、又建設大臣の言明を了承いたしました。なおこれは建設常任委員会においても同趣旨のことを建設大臣は言明をいたしておりますので附加します。

更にこれに並行いたしまして、この法律を円滑に遂行するために若干の決議を付けておきます。その決議の第一は、地方公共団体の長が法第五條に規定する地り等に緊急避難をする必要があると思つた地域に居住する住民に對しては、その住居移転又は新築に要する費用について、当該地方公共団体はその全額を交付することができると。この場合における交付金の金額については、地方財政法第五條第一項第二号に規定する起債を認めること。第二に、法第七條に規定する第二種公営住宅の建設に要する費用についても、事業主体の負担分については、地方財政法第五條第一項第四号の規定により全額起債を認めること。第三には、本法によ

り建設する公営住宅及び住宅金融公庫からの資金の貸付を受けて建設する住宅の標準建設費を現行より三割増額すること。第四には、昭和二十八年六月及び七月の大害害により著しく損傷した住宅の補修に必要な費用について当該地方公共団体は、その費用の全額を交付することができると。この場合における交付金の金額については地方財政法第五條第一項第二号に規定する起債を認めること。なお当該貸付金及び起債の償還については三年間据置にする、以上のような附帯決議を付けておるのでございます。

以上、衆議院における討議の経過並びに法案の趣旨について御説明を申上げました。

○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始めて下さい。

○永井純一郎君 この地り等の防止についてはあるんですね。地り、山崩れと、災害による荒廢林地のそのもの復旧を、やはりスライドしておる補助率を適用するようなことが要綱には、私どものほうにあつたと思つたのです。それはどうして入らないんだつたのですか。私途中からだつたので……。

○衆議院議員(赤澤正道君) それは、すでに動いてしまつたものについて、は、参議院のほうへお譲りしたわけなんです。先ほど申し上げましたようにこれは飽くまで防止のための新設の事業であつて、すでに流れ出したものについては、参議院へお譲りしたつもりであります。

○永井純一郎君 立法をですか。では私のほうで、そのところへそういうものを入れてもいいというふうなことでですね。

○衆議院議員(赤澤正道君) ええ、これについては、すでに協定は着いておるはずでございます。こちらの小委員長、御承知のほうでございます。それは何ですか、公共施設における災害ですか。

○永井純一郎君 そうです。

○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記を止めて下さい。

午後四時三十分速記中止

午後四時五十一分速記開始

○委員長(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。

○植竹春彦君 地方鉄道等の災害復旧に對する緊急措置のこの法律案につきましては、先ほど赤澤議員からの御説明によりまして、経営状態のよい会社と弱小会社との間に補助の差異、補助すべきかどうか、そこに差異がつくといふことのお話を伺いましたが、誠に御尤もなことと思ひますが、その差異は、省令によつて作られることかと思ひますが、どういふ基準で以てその認定をいたして参るのでありまするか。

○衆議院議員(赤澤正道君) それにつきましては、私も、実は経営の経理の内容等についてよく知らないのですが、ございますが、總じて自動車局から参つております資料によりますといふと、配当等も殆んどいたしておらん弱小会社で、而も資本金の面では極めて弱いと見られるものわけでございます。それで、たとえ僅かといへども、こうし

て国費で以て補助をいたします。場合において、只今の御質問が出るのは尤も千万なことだと思ひますが、ただこれについては、緊急なる必要性を認め、運輸省の自動車局で、これにつきまして十分検討してやるという、何と申しますか言質を得ておるに実は過ぎないわけでございます。併し概観いたしますと、先ほど御説明申し上げましたように、もうバスの僅か五合か六合が持つてゐるのが全部駄目になつたと、地方鉄道等の場合には、もう起ち上る氣力がなくて、会社を整理してしまふという段階に来ておるものもあるやうに聞かれますので、こういうものに對しましては、事業の公益性に鑑みまして、或る程度の誘引水をするのも万やむなしと最後には衆議院側では見次第でございます。

それにつきまして、ここに自動車局の人も見えておるようでありますから説明を聴取したいと思います。

○植竹春彦君 どうぞ、どなたか見えておられますか。然るべくお係から御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(橋本保邦君) 只今お話の御趣旨は、法律の第一条にも大体の大原則がここに書いてございまして、当該事業を復旧するために先ず資金を得ることが非常に困難であるという事業で、而もその事業の全部又は一部を休止しなければならぬというふうな事態に立至りました場合に、その事業を廃止したり或いは休止することが民生の安定、或いは産業の復興に著しい障害を与えるという場合には、この復旧のために要する資金の五分の一を限度として補助をする、こういうふうな大原則をここに謳つておるわけござ

います。従ひまして、例えば自動車のほうで申しますと、我々が考へておりますのは、国鉄に平行して走つておるような路線バス、或いは路線トラックというふうなもの、或いは又私鉄に平行して走つておる路線バス、或は路線貨物というふうなものは毛頭考へておりません。国鉄の終点或いは私鉄の終点から更に、山奥のほうへ路線が延びておつて、それが時間を限つて、というこゝとは、時刻を定めて定期定路線に動いておるようなバス、或いはトラックを考へております。従つてそういうバス、或いはトラック以外には、その地方における交通機関というものは皆無である、こういうふうな場合に限定をいたしたいと考へております。従つてそういうふうなバス、或いはトラックが事業を休止しなければならぬような事態に立至りました場合には、その地方の住民の方々はそのほかに拠るべき交通機関を失つてしまふ。そういうふうな地方のものに限定したい。さううに考へております。

それから中にはバスでございますが、九州を例にとつて申上げますならば、久大線と申しまして久留米から大分まで行つておる国鉄がございまして、先般もダムで問題になりました夜明ダムから更に大分のはうに寄りましてたころに日田という小さな部落がございまして。その日田というところを中心をいたしまして、地方の山奥に入つておるバスに日田バスと申してございまして。この従業員は百三十名でございまして、このうちでおよそ九十三名の人が最近職首になつたやうな実情がございまして。これはどういふ事情かと申しますと、そのバスが山のほうを走つて

おりましたために、土砂の崩壊、山崩れというふうなところによつて引つくりかへつて、バスがもうめちやくちやになつちやつたというふうな状態で、もうバスがなくなつてしまつた。従つてそれでなくても無配であり、よた／＼と営業を続けておつたやうな会社でございまして、従業員をこれ以上抱えておくことができないというので、百三十名の従業員のうち九十三名職首して、現在三十七名の従業員が残つておるというふうな実情のところもございまして。それから和歌山県で申しますと、有田鉄道これは五キロ四分の小さな私鉄でございます。又御坊臨港という三キロ四分の小さな私鉄がございまして、この鉄道は端から端まですつかりレールが流れてしまつたのでございまして。こういうふうな実情もございまして。有田鉄道のごときは、鉄道とバスを兼営いたしております会社でございます。そのバスは有田鉄道の終点の金屋という駅から高野山麓のほうまで、ずつと紀ノ川に沿つて延びておるバス会社でございますが、このバスが紀ノ川に流れた。それで紀ノ川の下流の和歌山市に何が流れて来たかと思つたら有田鉄道のバスが紀ノ川に流れておつたというやうな事例もございまして。そういう自力で復興の困難な私鉄バスと申してございまして、我々を我々は念頭に考へておるわけでございます。

○植竹春彦君 その補助の対象は、車輛のみならず施設その他事業場の一切の被害に對して支給されるのですか。

○説明員(橋本保邦君) 私鉄の場合には、車輛と、それからこの車輛を運ぶ下の軌道、レール、それから橋梁と、

こういうものを考へておりますが、バス、トラックの場合には、車輛そのもののしか考へておりません。車輛とかいろ／＼その他の設備があるわけでございますが、それまでを考へますと、とても大変なことになるやうな、又補助の対象としてどうかというふうなことも我々としては考へますので、自動車の場合には、車輛そのものに限定いたしております。

○植竹春彦君 あと二点質問いたしたいと思ひますが、第一は、この補助の率であります。この二割という、五分の一の補助ということ、理念におきましては補助となつておりますが、経営常識から申しますと、これは殆んど利子補給の程度であるかと考へられます。恐らく弱少会社は、二割ではうんと車輛数も減らざるを得ないであらうし、復旧のために買入れます車輛も、中古のぼろ車を買入れなければ、二割ではやつて行けないのが常識であるかと考へます。それらの弱少会社は、いづれ備からない山間僻地の、道路の極めて悪い場所を走る業者であると思ひます。而もこれに代替する交通機関がないこれらの地方に住む地方民は、二割の補助ではどんなにかぼろ車輛に乗つて、毎日交通危険に暴されるかと思ひますので、どうしても五割は補助とするのが絶対の常識論であると思ひますが、この補助であるか、利子補給の考へ方であるか。文字に現われたところはこれで明らかであります。が、なお提案者の赤澤君のほうからは御説明を求めたいと思ひるのであります。

○衆議院議員(赤澤正道君) 御指摘の通りでございます。で衆議院の経過については、御説明申し上げました通り、当初の原案におきましては、二分の一の国庫補助並びにこの融資、利子補給の途等を講じたいということであつたのでございましてけれども、併し衆議院の空氣として、熊本公營のこの企業等は、電車等は別として、少くともこの私營の営利会社に対して、国庫補助をすべきではないということ、ずつと会議毎に、この問題は留保されて参つたのでございまして。併しながら申上げましたように、最後に至つて、やはり実情が、どうしても或る程度の金額でもやらない限りにおいては、どうもこういつた小会社が参つてしまふのではないかと疑念があらはれたので、こういう形に落ちついたわけでございます。勿論相当大きな被害があり、十億と称せられておる。これに對して、僅か二割程度のものを補助いたしましたところで、それによつて復興いたすわけではございませんで、復旧上、多くの国費を補助することを避けて、こういう中途半端なことに落ちついてしまつたわけでございます。

○植竹春彦君 只今の御説明によりまして、その点は了承いたしました。このバス事業や、地方鉄道、トラックの定路線事業は、今回の水害に當つては、他のいろ／＼な事業の復旧費に予算を多額に与えなければならぬ御事情があつたであらうしようけれども、この運輸業のように、高度の公共性ある事業につきましては、御提案者の一団のかたがたは、十分に一つ今後の認識を賜わりたいと思ひます。と申しますのは、これらの運輸業、殊に旅客を扱

います運輸業は、国民の生命を一時的にお預かりする事業でありますので、殊に山間僻地のような、道路の悪い山崩れ等が心配しなければならぬところを走る路面におきましては、この鉄道やバスは、たとえ形式は官利事業でありましても、民営でありましても、毎日国民諸君の生命を時間的に預かっているという最も大切な事業というところでありましても、提案者におかれましては、その点、補助率について十分お考えになつておいて頂いて、更に補助率算その他の機会が若しあるような場合には、再度御考慮を願ひまして、安全にこの旅客を運び、又この補助が、単に事業家の補助、事業家に対する補助というお考えでなく、勤労者の足を速かに復旧し、併せて農民達の運搬する荷車を早く回復してやるといふ考え方で、国民大衆のために安全と迅速と能率等を上げるために、一つこれはお考えを願ひたいと思ひます。

その希望を附しまして私の最後の質問を申し上げたいのでありますが、それは税金の問題であります。税金は、この災害によります場合には、地方税法の第六條、第三百六十七條、第七百六十二條におきまして、固定資産税、或いは事業税等の減免の措置が行われてゐるわけでありましても、これに對しては今回のごとく一度にたくさんのお金が補助を受けなければならぬ。或いは特別措置を願わなくともやならん場合には、地方庁といたしましては、地方公共団体といたしましては、相当に多額の減税、免税を行わなければならぬので、その補給金の措置、或いは起債の措置ということも、本法律案についても、先ほど以来他の十五

法律案についての御審議になつておりました経過から見まして、又この只今の地方鉄道等の法律案についても、御考慮を願ひたいのであります。今、自動車等の税金は非常にいろいろな税金が重複いたしております。即ち事業税、固定資産税、市町村民税のほかにも五つの特殊の税金がかつております。第一にガソリン税、第二に自動車税、第三に道路交通利益者負担金、第四に道路損傷負担金、第五に道路工事寄付金、これらは税金ではありませんが、かくのごとき租税公課がたくさんにかかつて参りますので、この業者たちは、いづれも非常に困難を來たしております。いわんや今回の水害を受けました鉄道軌道並びに自動車につきましても、どんなにか、この点をいへても又苦衷のあることと存じますので、この点も併せて、この当委員会におかれましては、十分と今後の御考慮を願ひたい、この税金に對しまする措置についての提案者の御意向、御意見を伺ひまして、私の最後の質問といたします。

○委員長(矢嶋三義君) お諮り申し上げます。赤澤小委員長に對する質疑は、本日はこれを以て打ち切りたいと思ひますが御異議ございませんか。

○山田節男君 赤澤小委員長からしてもううき筋合ひですが、若し赤澤小委員長が御都合が悪ければ、運輸省から今の関係の説明員が來ているようです、運輸省関係に、この問題について質問するということができるならば御退場願つていいです。

○委員長(矢嶋三義君) それでは赤澤小委員長、お帰りになつて結構です。明日又ありますからお願ひいたします。

○山田節男君 運輸省のかたにお聞きいたしますが、今度の災害によつて補助をしなくともやならんという対象には私鉄軌道の会社、それからバス会社、この中でまあ輕うじて収支が償つて、まあ無配にしても収支を償つているものが何会社あるのか。それから配当したものはどのくらい配当した会社があるのか。その点を一つお示しを願ひたいと思ひます。

○説明員(堀本保邦君) お手許に差上げてあります表の中にその表が入れてあるはずでございます。九州、和歌山地方水害復旧対策、こういう綴じました五枚の紙がございます。それからバス関係のもの、トラック関係のものが横になつた表がございます。これは御覧頂ければ資本金と配当率と車輛の損害額というものを一覽にいたしていただくつもりでございます。

○山田節男君 例へばここに被害会社

資本金配当状況とあつて、和歌山、佐賀、熊本、大分と出ておりますが、ここに出てゐるのは、全部補助の対象になる会社ですか。

○説明員(堀本保邦君) この中で、全部が対象になるとは考えておりません。

○山田節男君 今ここに示された表だけで見ると、一割配当が四つと、それから八分配当が一つあります。こういうのがやはり今度の補助金をもらう対象になるのですか。

○説明員(堀本保邦君) これはこの配当というものが必ずしも本當に経営がいから配当しているのか、いろいろ金融の操作上必要な故を以て配当をしてゐるのか、或いは又例へば増資等をするためにその特定の期だけ配当をしなればならないといういろいろの場合があるかと思ひますので、これは個々の会社について十分に検討をして見たいというふうに考えております。それから配当率だけで補助するかどうかということも、一つの見解ではございますが、と同時に、資本金と損害との比率でございますね、これも見てみたいと思つております。それから被害そのものが、例へば非常に多くても、その会社の資本金の比率に比べてさほど大きくないもの、これについてはやはり考慮しなければならぬ。それから又熊本市電のような、こういう公営のものにつきましては、資本金というふうなものもございます。一般にまあ建設と申しますか、何と申しますか、資本金ではないのですが、建設費と申しますか、建設勘定を、まあ四億五千万というふうなことに値踏みいたしてゐるわけでございます、熊本市電につ

て……。この熊本市電については、この四億五千万に對して、まあ三億七千万であるという場合には、非常に少うしたいわば資本金に對する被害の額が割に大きい。まあこういう場合にはやらなければならぬ、こういうふうな考えております。配当だけで、それですべてを律し去るというふうなことはしないつもりであります。

○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始め。熊谷小委員長が参りましたから、その補足説明を聴取する前に、赤澤小委員長に關連のある部分についてお諮り申し上げます。

それは、先ほど来懇談会中に質疑応答がございましたが、小災害の問題については、参議院は御承知のごとき態度で臨みまして、衆議院側は明確に十萬、五萬と引下げて、はつきりと法律に載せるという態度で臨まれたわけでございます。ところが先ほど小委員長から御説明がございましたように、正誤表で法律の案文の表面に出ないようになつたわけでございます。一方特別災害財政補給金に關しましては、参議院は当初からその必要性を認め、本委員会としても衆議院側にその態度を以て臨んだのでございますが、衆議院側におきましては、一応保留され、法律案として提案する段階に至つておりません。それからそれら小災害とこれらを合せ考えるときに、特別災害財政補給金の立法が必要ではないかと考え、先刻赤澤小委員長に御意見を伺ひましたところ、赤澤小委員長としても異議

がない旨の御発言がございましたので、こゝで皆さんがたにお諮り申し上げますが、参議院特別委員会としては地方団体の財源の不足を補うための特別災害財政補給金の交付に関する法律案を、参議院側から提案することに決定しては如何かと思つてございます。如何でございましょうか。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

只今懇談中に、いろいろ意見が出ましたように、この問題は、もう暫く研究することにして保留いたしておきます。

引続いて衆議院水害地緊急対策特別委員会、通商産業対策小委員長、熊谷小委員長から補足説明を聴取いたします。

○衆議院議員(熊谷一君) お手許に配付してあります小冊子があります。が、私のほうは可決になりました。は、四つの法律案と四つの要望事項であります。そのうち法律案の中で二つの法律案につきましては、参議院の小委員会ともよく意見は合致しております。考えます。合致しておりますのは、大

水害に伴う中小企業金融保険法の特例に関する法律案であります。これは意見が合致しておると思つてあります。この立法趣旨は、御承知のように政府で二十五億とか或いは十億五千万円とか、いろいろ金の預託があります。が、末端までななく行きにくい。金融機関の關係が、普通の状態であつてはなか／＼業者に渡さないから、何とかして損失補償制度を作つたらどうかという意見が出たのであります。ところが中小企業者に対する損失補償法を

作ることについては、政府当局においても非常に困難があるようでありまして、それに代りまして中小企業者の信用保険法をできるだけ活用してもらいたいということから、十数日前に改正になりまして中小企業信用保険法の特例を更に作りまして、百分の九十までの危険負担を政府でやるから、これによつて損失補償を作らないでも金融機関は相当円滑に金を貸してくれるのじやないかということ、この立案をいたしましたのであります。即ち信用保険法の政府支払を現行の百分の八十から百分の九十に引上げ、金融業者に対して、安んじて中小企業者に貸付を行

い得るようになると同時に、又再建資金の借入れによる債務の保証にかかる信用保険法の第九條の二の保險關係におきましては百分の七十という特例を設けたのであります。又この信用保険法の保險料率は現行法律によりまして百分の三でありまして、これを百分の二といたしまして、そのうちの半分は保に負担をしてもらう。あとの半分を國において負担をする。こういうふうな改正をいたしましたのであります。従い

まして中小企業信用保險特別會計におきましては赤字を生ずる危険があります。そのので、政府がこれに對しましては一般會計からこの特別會計に對しまして繰入金金をなす。これが大体の信用保險法に對する特例の骨子であります。

次の法案は、大水害による被害を受けた中小企業に對する國有の機械を貸付ける、或いは譲渡する、或いは交換をするという特別措置法案であります。これは御承知のように、昔

の、元の陸海軍省或いは軍需省所管の工場にありましたいろいろな機械器具

類が、現在國有財産として相当あるものであります。この機械類は、御承知のように國有財産特別措置法によりまして、漸次民間に払下げておるのであります。が、この特例を開きまして、罹災を受けた中小工場に對しましては、これらの國有財産として残つておりまする機械器具類を時価の五割以内の對価で払下げをする。又被害工場の機械が壊れておれば、それと同種の國有財産で持つておきまする機械類と交換をしてやるというやうな特例を作りまして、できるだけ被害を受けました中小工業の再建を図つてやうなことであります。値段の点につきましては、五割以内の値引をいたしました。と、もう一つは、その代金を十年以内

に年賦で償還をするやうな特別の措置を講じたという点にあるのであります。なお又水害前に國有財産特別措置法によつてすでに譲り受けておつたが、まだその機械を引取らない、或いは引取つた直後水害を受けたやうなものは引取つた直後水害を受けたやうなものに對しまして、只今申し上げました規定に準じまして、便宜な取扱をしやうということでありまして、この兩案につきましては、参議院の小委員会とも十分打合せ済であると考へております。

次に、水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案でありまして、これは実は七月の三十一日、衆議院の特別委員会が決定をする日の朝出て参つた法律でありまして、この法律につきましては、参議院のほうと、小委員のほうと打合せができておりません。で、十分御審議を願ひまして、できましてならば、全員の御賛成をお願い申上げたいと存するのであります。

この法律の内容は極く簡単でありまして、水害を受けた地域にありましてる競輪であります。これが水害で相当な損害を受けております。又その儲けというものは公共団体に行くものであります。が、ただ一月分に限りまして、國庫納付金だけ免除をしてやる。こういう規定であるのであります。どうか御審議の上速かに一つ御賛成をお願い申上げたいのであります。

その次に、大水害による被害中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案であります。これは参議院と衆議院の小委員会の合合の際におきましては、利子補給の途を開いてもらえないだらうかという希望があつたのであります。これにつきましては、まあいろいろ／＼と私のほうでも或いは大蔵省

では自由党内の政調会等におきまして、いろいろ／＼研究をいたしましたのであります。が、結局中小企業者のうちで極く小さいもの、つまり二十万以下

の金を借りるやうなものについて、は、他の農林等の關係の公平から考へまして、これを利子補給したらどうかというかということになりました。一般の同種の業態の利率よりも多小安くすることにしたのであります。即ち

年五分だけを県とそれから國庫で負担をする。つまり県で五分だけの利子補給をいたしたならば、その五分の半分、二分五厘だけを國家で補助しようというのであります。これは非常に衆議院の委員会におきまして熱望が

ありまして、これ又七月の三十一日の午前によつときまりまして、参議院の小委員会と十分打合せはいたすことができないで、非常に残念でありまし

たが、大体こういう制度を作ることにつきましては、参議院のかた／＼も御賛成であるかと考へておる次第であります。

次は、法律案は以上四つであります。が、要望事項をちよつと申上げておきたいと思ひます。要望事項は四つありまして、これは参議院のほうからお出願つた要望事項は、今回の大水害によりまして、中小工業業者は甚大なる損失を蒙つておりまして、参議院にお

いては、先般國民金融公庫十億圓、中小企業金融公庫、即ち開發銀行が今肩代りしてやるやうであります。が、これが二十億圓の新規融資を申出でました。これを最低として政府はこれら罹災者の復興を助けるために資金需要のある限り、別枠の低利資金を豊富に供給し、一般中小企業金融に支障を与へることなく、災害地の復興に資するやう特段の措置を講ずること。これが第一の要望事項であります。

第二の要望事項は、御承知のように特別被害復旧ということがありまして、これにおいて、この特別會計におきまして本年度よりする住宅の復旧は、御承知のように八百戸であります。が、これが水害によりまして約二千戸に及んでおるのであります。ところが、この特別會計には金がありませんので、一般會計からこれを繰入れるということが必要になつて来たのであります。その点をよく研究してみたいところ、これは予備金から繰入れはできるけれども、この特別會計の予算修正をやらなければ、折角繰入れても使つることができないということがはつきりいたしましたので、次の議會にお

きましてそういうための必要な立

たが、

たが、

たが、

たが、

たが、

たが、

たが、

法をなし、又予算措置をいたしたい。
こういう考えで一応要望事項といいたす
ことにしたのであります。一般被害に
対しても、次期国会において資金
運用部から被害復旧事業団に対し、所
要資金の融資を行いたいという予算措置
を講じてもらふこと。これが第二の要
望事項であります。

それから第三の要望事項は、只今
よつと問題となつておりました地方財
政及び税制関係の要望事項であります。
地方公共団体の災害復旧に要する
負担増加見込額及び地方税減収見込額
を速かに調査して起債の増加を図ると
同時に、特別平衡交付金の増額をなす
こと。これがその前段であります。こ
の点につきましては、参議院の松岡さ
んから強い御意見がありまして、この
際何とか立法してもらいたいという申
込があつたのであります。そこで私ど
もは大蔵省とも相談をし、又政調会に
おきましていろいろと研究をいたし
ましたが、この補給金の制度を新しく
作るということは一般交付金の制度を
壊すことになるから、できるだけ一般
交付金並びに特別平衡交付金の制度を
活用するような方法で立法するならば
法してもらいたい。こういうような意
見が強く出ましたので、できるだけ一
般平衡交付金、特別平衡交付金の制度
を活用したいと考えたのであります。

ところが御承知のように特別平衡交付
金につきましては八%の制限があるの
であります。この八%をどれだけ上
げたならば果して地方の需要に、要望
に応え得るかということをお願いし、調
べてみますと、まだ、はつきり負担
増加見込額というのがわからぬのであ
ります。殊に今度水害特別委員会にお

いて作りましたる、法律関係に
おきましても、補助率或いは、い
な規定によりまして、その点がはつき
りしていない。従つてどれだけ負担
増加額になるかわからぬ。殊にこの税
収入に至つては、今のところはつきり
した計算が出ていないから、八%をど
れだけ上げていいかという見当はつか
ない。つかないけれども、現状の八%
の枠で賄ふことができないことははつ
きりしておるから、何とか次の機会
に、これを明確にする用意を持つてお
るということでありまゝるから、一応
要望事項にいたしまして、その出方を
見ておるわけでありまゝる。

次に、同じ後段のほうであります
が、罹災者に対して税の減免並びに徴
収猶予等の措置を講ずること。これも
強い意見がありまして、税の減免は一
年では足りない。三年間に改正したら
どうかという要望も出たのであります
が、これはいろいろ調査してみます
と、所得税法の十一條の三であります
と、所得税法の十一條の三であります
と、たかに維持控除の規定がありまし
て、これが三年間に割振つて損失を控除
することができ、この規定を活用すべ
ば、そういうような立法をする必要が
ないであろうという結論に達し
まして、要望事項として残すことにな
りましたのであります。

以上が、甚だ簡単であります、四
つの法案と四つの要望事項の大体の説
明であります。
なお重ねて、法案の二つにつきまし
ては只今申し上げました通り七月三十一
日の朝やつと出て来たようなわけであ
りまして、皆さんが十分に御相
談をする機会がでなかつたことを誠
に残念に考へておる次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛成
をお願い申し上げます。
○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記
をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(矢嶋三義君) 速記をつけて
下さい。

続いて衆議院水害地緊急対策委員会
農林対策小委員長綱島正興君から補足
説明を聴取いたします。
○衆議院議員(綱島正興君) 綱島で
ございます。

先ほど委員長から、大体御説明申上
げましたので、それを補足して御説明
を申上げるわけでございますが、私が
担当いたしました法案は四つござい
まして、それは第一、農林漁業者に対
するところの資金の融通に関する特別
措置のものと、それからこの農林水産
の災害復旧事業の国庫負担補助に関す
るものと、それから米麦の売渡に関す
るものと、たばこの耕作に対する資
金の融通と、この四つでございます。

大体この四つともに、この前の参議
院、衆議院打合せをいたしましたとき
に、大体打合せを済まして、衆議院か
ら立法するようという仰せでござい
まして、衆議院から立法をいたしました
のでございまして、打合せ後に参議院
のほうの御意向として御信託を受けま
したものであります、その通りに衆議
院においては決定いたしましたもので
あります。従つて大体、割合にお打
合せの際詳しく私は申し上げておきま
したから、そう詳しく申し上げなくても
いいものではなからうかと存じますけれ
ども、この昭和二十八年六月及び七月の
水害による被害農林漁業者等に対する
資金の融通に関する特別措置法案、こ

の法案は骨子だけ申上げますと、農林
中金でございますとか、或いは農林漁
業の協同組合、或いはその連合会、そ
の他の金融機関等が被害農林漁業者、
又は被害農林水産業組合等に対しまし
て、経営資金を融通する場合に、その
金融機関に対して、県又は市町村が利
子補給及び損失補償を行う経費の一部
を国庫から補助することになつておる
のであります。即ち本法におきまして
は、二条は融資に関するもの、三条は
補助に関するものでございます。その
内容から申上げますと、平年収穫に比
して三割以上の著しい被害を受けた農
林漁業者、又は被害農林水産業組合乃
至は一定の農業共済組合等に対しまし
て、金融機関が資金の種類、被害の程
度、貸付対象等によりまして定められ
たこの特別指定を受けます区域に従つ
て、それより期限五年以内、若しくは
二年以内、敷金金は二年以内、金利
は非常にひどい地域と指定されました
ものは三分五厘、開拓地については五
分五厘、その他のものについては六分
五厘等の条件を以て営農資金といたし
まして、経営資金といたしましては十
五万円以内、その他の施設復旧等に関
する資金といたしましては一千万円以
内を融通し、それより利子補給をいた
すように相成つておる法案でございま
す。

それから次に、農林水産業施設災害
復旧事業費国庫補助の暫定措置に関す
る法律の一部を改正する法律案でござ
います、これは大体、只今までござ
いましたスライド制になつておつたも
のを廃止して、復旧事業費に対する
国庫補助の比率は事業費の十分の九と
いうことに定められた法律であります

のと、又この復旧事業の中の対象につ
きまして従来より加へまして、特に農
舎でございまして、畜舎でございま
すとか、或いは農業協同組合若しくは
その連合会の所有する施設、開拓地
における農業者の共同利用施設であつて
政令で特に定めるもの並びに水産動植
物の養殖施設、勿論の中には養殖場
も含まれます。これを農業用施設と見な
して、国庫補助の対象といたしまし
た。それから一カ所の復旧工事の費用
が十万円まででございましたものを、
三万円まで限度を下げましたこと等が
本法の特色でございます。

それから次に、二十八年六月及び七
月の大災害による被害農家に対する米
麦の売渡の特例に関する法律案でござ
います、本案の骨子は、被害農家で
あつて、その生産にかかると所有米麦で
あります。それが流失、水没の腐敗等
のため著しく被害を蒙つたものに對し
まして、県はその被害農家の自家消費
費を基準といたしまして、農林大臣
の定める数量の米麦を売渡すものと
し、政府はこのために必要な数量の米
麦を農林大臣の定めるところによつ
て、おおむね政府の買入価格を以て県
に売渡すということを決めたもので
ございます。特に「おおむね」という字
を定めまして、七千五百円と規定いた
しませんでした事情は、白米等を渡した
りする等の事情がございまして場合等
を考慮いたしまして、かように相成つた
ものでございまして、立法の基本趣旨
は、供出した価格で以て売渡すという
趣旨でございまして御了承賜りた
いと存じます。

次に、昭和二十八年六月及び七月に
おける水害による被害たばこ耕作者に

対する資金の融通に関する特別措置法、この法の骨子を御説明申し上げますと、農林中金その他政令で定める金融機関が、被害たばこ耕作者に対してその乾燥室の復旧資金、若しくは官農資金を融通する場合に、又はたばこ耕作者のために農協同組合であつて、組合員のために被害乾燥室の復旧資金若しくは官農資金の貸付をなす者に対して、それに必要な資金の融通をなす場合において、その金融機関に対して日本専売公社が利子補給及び損失補償をなすものでありまして、この場合における金融機関のなす融資の期限及び利率等は、日本専売公社が行う利子補給額及び損失補償の限度は、おおむね先ほど申し上げました、水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置に準拠いたして定めたいものでありまして、この法において特に予算的見通しとされるものは、約二億円を要するものと見られておりますし、三番目の米麦売渡しに對しても、國庫の負担となるものは、大体二億円と見られておりますし、第一に申し上げました農林漁業者に対する融資に對しまして、資金総額を百億円とみておるのでございますが、大体の意向としては、これほどには及ばんであるという見通しを立てておるわけでございまして、

○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始めて。

○島村重次君 只今の網島衆議院委員長のほうからの説明は、大体了承いたしましたのでありますが、米麦の売渡等の

特別に関する法律案では、当初この法律第五条の、本法の実施に伴う食糧管理特別会計から生ずる損失額は一般会計から繰り入れるものとする。こういうのが正誤表で削除になつておりますが、その理由と、その間の事情を一つお聞きしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(網島正興君) 実はこの項目につきましては、食糧庁は強くこれを希望いたされました。通常会計からこれを埋めてくれるという規定をつきりしてこれという御意見でございしました。実は大蔵当局等においては、非常にこれが反対がございしましたので、まあこれは内輪の話でございまして、私どもの党内の総務会等においては、賛否両論ございしました。いろいろ衆議院の委員会で協議いたしました結果、実は予算の編成権は政府に存属いたしておるのでございまして、他に例がないようではございまして、けれども、政府の予算編成権に特に指図を加えるような立法をすることは、例としては非常に好ましいことではないのじやなかろうか。従つて、こちらで大切なことは、大体予定される総額は、附帯申合せによることであるし、そうしてみれば、その範囲の法律で大体償えらうというところで、二億多くて三億というところでございまして、これは別段法則的な規定を要さんでも行けるじやないか。特別会計の性質から申しまして、食糧庁会計については、当然足らなければ國家が從來通り補給をいたして繰入れをいたして参つておつたのでございしますが、実は実情から申しますと、食糧庁の会計は、一般会計よりも幾らかやりくりの限度は、他の会計より余裕があるように思われますので、この

規定を殊更にそこに差入れる必要がないのじやなかろうか。こういうふうな意見が大体を占めまして、さように訂正いたしました次第であります。

○島村重次君 只今の御説明に對しては、私は別途に意見を持つておりますが、今日は保留をいたしておきます。

○松岡平市君 本委員会の立法の措置も、殆んど最後の段階に近づきつつあるのであります。私は民生関係の委員長として、一つ非常に重大なミスをしておりました、と申しますのは、母子福祉資金の貸付等に関する法律によつて、特別措置を講じなければならなかつたかと考へるのであります。ついで、私どもの不注意から、それらの措置を講じておりません。これについては私どもの不馴れのためであります。私が、只今までに各般の被害者に対して、それらの措置を講じておりながら、最も被害者のうち注意を払わなければならぬ母子福祉のことについて、注意を払つておらんのであります。まだ間に合いますので、速やかにその措置を講じたいと思ひます。是非私たちの不注意をおとがめなく、まだ間に合いますのでその措置を講ずることをお許しを願ひたい。最後の段階であります。一言この措置を講ずるようになさして頂きたいと、この機会に申出たのであります。

○委員長(矢嶋三義君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始め

【速記中止】

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始め

○島村重次君 只今の網島衆議院委員長のほうからの説明は、大体了承いたしましたのでありますが、米麦の売渡等の

通の問題ですが、この法案は、趣旨は非常によろしいのですが、なお法案としてこれを提案するのには、相当疑問の点もありますので、今少しこれは文章を明確を期するようなどころもあると思ひます。それでなおこの問題は、先に通産委員会において問題となりました関係もありますので、通産委員会の方にもお諮りしたいと考へるのです。かような次第でありますので、これを早速確定するということは見合はして頂きたいと考へます。

このほか競輪の問題等は、只今委員長のほうから通りで結構でございまして、

○委員長(矢嶋三義君) 重ねて念のために申し上げておきますが、当初から確認いたしておきますように、各小委員長におかれましては、当該常任委員会の委員長と、法案については密接な御連絡方を、重ねてお願い申し上げます。

本日の委員会は、これを以て散会いたします。

午後五時五十九分散会

【速記中止】

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始め

○武藤常介君 只今衆議院のほうから送付になりました水害地域の、大水害による被害小企業者に対する資金の融

水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用的小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

○委員長(矢嶋三義君) 重ねて念のために申し上げておきますが、当初から確認いたしておきますように、各小委員長におかれましては、当該常任委員会の委員長と、法案については密接な御連絡方を、重ねてお願い申し上げます。

本日の委員会は、これを以て散会いたします。

午後五時五十九分散会

八月三日日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は同日)

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の大

水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用的小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

○委員長(矢嶋三義君) 重ねて念のために申し上げておきますが、当初から確認いたしておきますように、各小委員長におかれましては、当該常任委員会の委員長と、法案については密接な御連絡方を、重ねてお願い申し上げます。

本日の委員会は、これを以て散会いたします。

午後五時五十九分散会

八月三日日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は同日)

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月の大

水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案

一、昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

（この法律の目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）における災害救助に關し、特別の措置を講じ、もつて民生の安定と被害地域の復興に資することを目的とする。

（救助に要した費用に対する国の負担）

第二条 被害地域に係る県が、昭和二十八年六月一日（政令で指定する地域に係る県にあつては同年七月一日）から災害救助法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十号）の施行の日の前日まで、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、その費用については、当該県が災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）第三十三條第一項の規定により支弁した費用とみなし、同法第三十六條の規定を適用する。

一 応急仮設住宅の供与、飲料水の供給及び災害にかつた者の救出に要する費用

二 前号及び災害救助法第二十三條に規定する救助の事務を行うのに必要な費用

三 第一号及び災害救助法第二十三條に規定するものの以外の救助のため必要な施設又は設備で政令で定めるものに要する費用

（国の負担に関する特例）

第三条 被害地域に係る県については、昭和二十八年六月一日から昭和二十八年六月三十日まで、災害救助法第三十六條の規定にかかわらず、同条中「千分の二」とあるのは「千分の一」と読み替へて、同条の規定を適用するものとす

（政令への委任）

第四条 この法律に規定するものを除く外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

（この法律の目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）における伝染病の予防、伝染病院及び隔離病舎等の災害復

旧、簡易水道の災害復旧及び布設並びに汚物の処理等に関する特別の措置を講じ、もつて被害地域における公衆衛生の保持に資することを目的とする。

（伝染病予防法の特例）

第二条 政令で指定する被害地域の市町村が、昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から昭和二十九年三月三十一日まで（水害による伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第二十一条第一項第四号に規定する施設についての災害の復旧に要する費用に關しては昭和三十年三月三十一日まで）の間に、水害のため同法第二十一条の規定により支弁した費用（同法第十九條第二項に關する諸費を除く。）については、同法第二十四条の規定にかかわらず、同条中「三分ノ二」とあるのは「全額」（昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法（昭和二十八年法律第二十号）第一条ニ規定スル水害ニ因ル第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テハ五分ノ四）と読み替へて、それぞれ同法第二十五条第一項の規定を適用する。

（簡易水道の復旧及び布設に關する補助）

第三条 国は、政令で指定する被害地域において、市町村が設置する簡易水道が水害を受けた場合又は従来住民に使用されていた井戸、流水、湧き泉等の水源若しくは給水施設が水害によつて破壊され、その復旧が困難で、これを放置することが公衆衛生上著しく支障がある場合に、当該市町村が昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に、簡易水道を復旧又は布設をしようとするときは、予算の範囲内において、その復旧又は布設に要する費用の二分ノ一を当該市町村に補助することができ、

前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（汚物処理等に関する補助）

第四条 国は、政令で指定する被害地域の市町村が、昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から左の第一号に該當する場合にあつては昭和二十九年三月三十一日までの間に、左の二号又は第三号に該當する場合にあつては昭和三十年三月三十一日までの間に、それぞれ、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、昭和二十八年六月又は昭和二十九年六月又は昭和二十九年六月において、予算の範囲内において、その費用の三分の二を当該市町村に補助することができ、

一 尿の処理に要する費用

二 公共便所又は尿の処理のために必要な尿貯り槽、尿槽、尿槽換所その他政令で定める尿処理施設の設置に要する費用

三 水害による腐敗物処理又は火葬場の災害の復旧に要する費用

（政令への委任）

第五条 この法律に規定するものを除くは、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に係る県が、昭和二十八年六月一日（政令で指定する地域に係る県にあつては同年七月一日）から災害救助法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十号）の施行の日の前日まで、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、その費用については、当該県が災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）第三十三條第一項の規定により支弁した費用とみなし、同法第三十六條の規定を適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法（この法律の目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において国民健康保険を行う保険者に対し、貸付金の貸付及び補助金の交付を行い、もつて被害地域における国民健康保険事業の円滑且つ健全な運営に資することを目的とする。

（貸付金の貸付）

第二条 国は、前条に規定する被害地域において国民健康保険を行う保険者（特別国民健康保険組合を除く。以下同じ。）で、昭和二十八年六月一日（政令で定める地域にあつては七月一日）から六箇月間に保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）又は一部負担金を減免したものが、左の各号に掲げる要件を具備するときは、当該保険者に対し、国民健康保険事業の経費に充てさせるため、昭和二十八年年度に限り、予算の範囲内において貸付金を貸し付けることができる。

一 水害のため、当該国民健康保険の被保険者に係る市町村が、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けたこと。

二 昭和二十八年六月一日（政令で定める地域にあつては七月一日）から六箇月間に減免した保

険料の額（以下「保険料減免額」という。）が、昭和二十八年五月末日現在において調査決定していたその年度の保険料の額の百分の十に相当する額以上であり、且つ、二十万円以上であること。

（貸付金の額）

第三条 前条の規定による貸付金の額は、保険料減免額及び一部負担金の減免額の百分の八十に相当する額以内の額とする。

（貸付条件）

第四条 第二条の貸付金の償還期限は、貸付金の貸付を受けた年度の翌年度の初日から十五年（当該翌年度の初日から五年間の据置期間を含む。）以内とし、年利五分五厘の元利均等年賦の方法により、政令の定めるところにより償還するものとする。

2 貸付金の据置期間は、貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の翌年の初日から五年間とし、据置期間中は、無利子とする。

（年賦金の支払猶予）

第五条 国は、災害その他特別の事由により年賦の支払が著しく困難となつた保険者に対し、その年賦金の支払を猶予することができ

（貸付金の一時償還）

第六条 国は、貸付金の貸付を受けた保険者が、左の各号の一に該当する場合に、第四条第一項の規定にかかわらず、当該保険者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を命ずる

ことができる。

一 この法律に基く貸付金の貸付の申請書に虚偽の記載があつたとき。

二 第七条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

三 年賦金の支払を著しく怠つたとき。

四 事業の内容が著しく低下し、又は事業を休止し、若しくは廃止したとき。

五 前各号に掲げる場合の外、正当な理由がなくて契約の条項に違反したとき。

（報告及び検査）

第七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付を受けた保険者に対して報告をさせ、又はその職員をして、保険者の事務所に立ち入り、貸付金の使途及び償還その他必要な事項につき、実地の検査をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証書を携帯し、関係人にこれを呈示しなければなら

い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（適用除外）

第八条 この法律による貸付金については、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第二十六条第二項及び第三十七号ノ六第二項の規定は、適用しない。

（補助金の交付）

第九条 国は、昭和二十八年年度に限

り、予算の範囲内において第二条から第四条までの規定により貸付金の貸付を受ける保険者に対し、保険料減免額及び一部負担金の減免額の百分の二十に相当する額以内の額を補助金として交付することができる。

（厚生大臣への権限の委任）

第十条 この法律の規定に関し、厚生大臣の権限に属する事務で、政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

（政令への委任）

第十一条 この法律に規定するものを除くの外、貸付金の貸付及び補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法則は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律

（この法律の目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）における失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号。以下「法」という。）の適用を受ける事業所（以下「事業所」という。）

が、水害を受けその事業の全部又は一部が停止されたため、当該事業所の事業主に雇用される失業保険の被保険者が休業し、就労することができない状態にある場合、当該被保険者の生活の安定に資するため、法の適用に関し特例を定めることを目的とする。

（失業保険法の特例）

第二条 被害地域にある事業所の事業主が、その事業所が水害を受けたため、やむを得ず、事業所の事業の全部又は一部を停止する場合において、その事業所に雇用されている失業保険の被保険者（法第三十八条の三第一項の被保険者及び法第三十八条の四第一項の認可を受けた被保険者を除く。）であつてその被保険者であつた期間が直接水害によりその事業の全部又は一部を停止した日以前一年間に通算して六箇月以上であつた者については、その者が、当該停止の日の翌日から昭和二十八年八月三十一日まで（政令で定める地域にあつては同年九月三十日まで）の間、その事業の停止により休業した場合に、その休業を法第三条第二項の離職とみなし、当該休業した者が、当該停止の日の翌日から昭和二十八年八月三十一日まで（政令で定める地域にあつては同年九月三十日まで）の間、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができない状態にある場合（当該事業の停止により休業したにもかかわらず賃金又は手当の支給のある場合を除く。）には、その状態を、法第三条第一項の失業とみ

なし、法を適用する。

2 前項に規定する休業をした者については、法第十一条の規定にかかわらず、その事業所に再び就業した日を、同条の事業主に雇用された日とみなす。

3 第一項の規定により失業保険金の支給を受けることができる者が、同項の規定により失業したものとみなされた期間に係る失業保険金の支給を受けるには、法第十六条の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、且つ、同項に規定する休業者であることの証明書を提出して、失業の認定を受けなければならない。

4 前項の失業の認定に係る失業保険金の支給を受ける者については、法第十九条の規定にかかわらず、その者につき失業したもののみなされた日以後において、失業保険金を支給しない期間は、同項の認定を受けた失業の期間の最初の七日とする。

5 第三項の失業の認定に係る失業保険金は、法第二十四条の規定にかかわらず、当該失業の認定を受けた日から一週間以内にとりまとめて支給する。

6 第一項の規定により支給する失業保険金は、法第二十条に規定する百八十日分に含まれるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して二週間を経過した日から施行し、この法律施行前の第二条第一項に規定する休業に關しても適用する。

する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に關する特別措置法案

法

第一条 この法律は、昭昭二十八年六月及び七月の大水害を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において実施される失業対策事業に特別の措置を講じ、もつて失業者の生活の安定に資することを目的とする。

（国の負担割合の特例）

第二条 昭昭二十八年七月一日から昭昭二十九年三月三十一日までの間に、被害地域において、緊急失業対策法（昭昭二十四年法律第八十九号）に基き地方公共団体等が実施する失業対策事業に要する経費については、国は、他の法令の規定にかかわらず、労働大臣が大臣と協議して定める算定基準に従い、左表の上欄に掲げる経費の種目につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる割合で負担する。

経費の種目		割合
労力費	資材費	五分の四
事務費		二分の一
		五分の四

附則

この法律は、公布の日から施行する。

し、政令の定めるところにより、被害地域において昭昭二十八年六月及び七月に実施された失業対策事業についても適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に關する特別措置法案

昭昭二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に關する特別措置法案

昭昭二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に關する特別措置法案

昭昭二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に關する特別措置法案

昭昭二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に關する特別措置法案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する特別措置法案

附則

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する特別措置法案

た等のため著しい被害を受けた旨又はその所有する漁船、漁網その他政令で定める施設が流失し、損壊した等のため著しい被害を受けた旨の市町村長の認定を受けた漁業者をいう。

2 この法律において「被害組合」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合であつて水害によりその所有し又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けた者をいう。

3 この法律において「経営資金」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合（以下「組合」と総称する。）又は金融機関が被害農業者、被害林業者又は被害漁業者（以下「被害農林漁業者」と総称する。）に対し、種苗、肥料、薬剤、薪炭原木、稚魚、稚貝等の購入資金その他農林漁業経営に必要な資金（農林漁業用施設の復旧資金を除く。）で昭昭二十九年三月三十一日までに貸し付けるものであつて左の各号に該当するものをいう。

一 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円に低く算出される額の範囲内のものであること。

二 償還期限が政令の定めるところにより五年以内のものであること。

三 利率が政令で指定する地域（以下「指定地域」という。）における被害農林漁業者に貸し

付けられる場合は年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は年五分五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。

4 この法律において「施設復旧資金」とは、左の各号に掲げるものをいう。

- 一 組合又は金融機関（農林漁業金融公庫を除く。以下同じ。）が被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設であつて政令で定めるものの災害復旧に必要な資金（水害を原因とする地すべりによつて危険状態が発生し都道府県知事がその旨を告示した地域内の農林漁業者の生産に直結する家屋の移転又はこれに代るべきものの建築に必要な資金を含む。）として、一千万円の範囲内において、償還期限五年以内、利率年六分五厘以内（指定地域における被害農林漁業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内）及び貸付を受けた者が当該災害復旧につき必要な資金を農林漁業金融公庫から借り入れた場合は返済することを条件として、昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるもの
- 二 農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会（以下「連合会」と総称する。）又は金融機関が被害組合に対し、その所有する農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第七号に掲げる施設であつて水

害によつて被害を被つたものの災害復旧に必要な資金として、一千万円の範囲内において、償還期限五年以内、利率年六分五厘以内及び貸付を受けた者が当該災害復旧につき必要な資金を農林漁業金融公庫から借り入れた場合は返済することを条件として、昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるもの

- 三 農林中央金庫その他の金融機関が被害農林漁業者又は被害組合に対し、その所有又は管理する農地、牧野、林道又は漁港であつて水害によつて被害を受けたものの災害復旧に必要な資金で政令で定めるものを、農林漁業金融公庫から借り入れるまでの間のつなぎ資金として、一千万円の範囲内において、償還期限二年以内、利率年六分五厘以内の条件で昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるもの
- 5 この法律において「事業資金」とは、連合会又は金融機関が、被害組合に対し、水害により被害を受けたために必要となつた事業運営資金として、一千万円の範囲内において、償還期限五年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

が被害農林漁業者に対し貸し付けた経営資金又は施設復旧資金（農業協同組合又は漁業協同組合が農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

- 二 都道府県が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、被害農林漁業者に対し貸し付けようとする組合に対し、当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は当該金融機関に対し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費
- 三 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し貸し付けた経営資金又は施設復旧資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
- 四 市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、被害農林漁業者に対し貸し付けようとする組合に対し、当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は

当該金融機関に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

- 五 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し経営資金又は施設復旧資金を貸し付けることによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費
- 六 都道府県が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、被害農林漁業者に対し経営資金又は施設復旧資金を貸し付けようとする組合に対し、当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費
- 七 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し経営資金又は施設復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
- 八 市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、被害農林漁業者に対し経営資金又は施設復旧資金を貸し付けようとする組合に対し、当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は

当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に對し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

- 九 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害組合に対し貸し付けた施設復旧資金又は事業資金につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費
- 十 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害組合に対し貸し付けた施設復旧資金又は事業資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
- 十一 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害組合に対し施設復旧資金又は事業資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費
- 十二 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害組合に対し施設復旧資金又

は事業資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

十三 都道府県が、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が農林大臣の指定する農業共済組合連合会に對し貸し付けた建物共済資金（農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）に基く建物共済に係る保険金の支払のため必要な資金で償還期限五年以内及び利率年六分五厘以内の条件で貸し付けられるものをいう。以下同じ。）につき利子補給を行つた場合における当該利子補給に要する経費

十四 都道府県が、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が前号の農業共済組合連合会に對し建物共済資金を貸し付けたことによつて受けた損失を当該金融機関に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

2 前項第五号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十四号の契約には、左の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一 当該契約の當時者である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」と総称す

る。）は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十四号の損失は、融資元本の償還期限到来後政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

4 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し補助する場合における当該補助に係る同項各号の資金の総額は、百億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金は、同項第一号から第四号まで、第九号、第十号及び第十三号の経費については当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子

補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいづれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十四号の経費については当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいづれか低い額の範囲内とする。但し、同項第一号から第四号までの経費につき、経営資金の貸付の利率が第二条第三項の規定により年五分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のいづれか低い額の範囲内とし、経営資金又は施設復旧資金の貸付の利率が同条第三項又は第四項第一号の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のいづれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）
第五條 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三條第一項の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に對し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることができ。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打ち又は返還）
第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三條第一項の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に對し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることができ。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。
3 昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域内において生じた大水害による農地等の災害復旧事業の事業費に對する補助の比率は、第三條第二項の規定にかかわらず、十分の九とする。

4 前項の大水害によつて必要を生じた災害復旧の事業については、農舎、畜舎、農業協同組合又は農業協同組合連合会の所有する政令で定める施設、開拓地における農業者の共同の利用に供する施設（農業用施設を除く。）であつて政令で定めるもの及び水産動植物の養殖施設は、これを農業用施設とみなす。

5 第三項の大水害によつて必要を生じた災害復旧の事業で、災害にかつた農地等を原形に復旧すること（原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすること及び原形に復旧することが不可能な場合において当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とするものうち、一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のものについては、県が当該事業の事業費の十分の九を補助するものとし、国は、その補助に要する経費の全部を補助する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大

水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大
水害による被害農家に対する米
麦の売渡の特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年
六月下旬から七月までの間に政令
で定める地域内において生じた大
水害(以下「水害」という。)に
よる被害農家が食糧に供するため
必要とする米麦の売渡についての
特別な措置につき規定するものと
する。

(定義)

第二条 この法律において「被害農
家」とは、米穀、大麦、はだか麦
又は小麦(以下「米麦」という。)
を生産する農家であつて水害によ
りその生産に係る所有米麦につ
き流失、埋没、腐敗等のため著しい
被害を被つた旨の都道府県知事の
認定を受けた者をいう。

2 前項の認定は、市町村長の申請
により行う。

(米麦の売渡)

第三条 県は、市町村を通じて被害
農家に対し、自家消費量を基準と
し損害の程度を参しやくして農林
大臣の定める数量の米麦を売り渡
すものとする。

2 政府は、前項の規定により県が
被害農家に売り渡すために必要な
数量の米麦を農林省令の定めると
ころにより売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条第一項の規定に
より県に米麦を売り渡す場合の価
格は、被害農家の当該米麦の購入

価格が米穀については玄米(三等)
一石につきおね七、五〇〇円
となるように、大麦、はだか麦及
び小麦については政府の買入価格
とほぼ同一の価格となるように農
林大臣が定める。

附則

この法律は、公布の日から施行
する。

昭和二十八年六月及び七月にお
ける水害による被害たばこ耕作者に
対する資金の融通に関する特別措
置法案

昭和二十八年六月及び七月にお
ける水害による被害たばこ耕作
者に対する資金の融通に関する
特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年
六月から七月までの間に生じた水
害(以下「水害」という。)によ
つて損失を受けたたばこ耕作者に
対する資金の融通を円滑にする措
置を講じて、その経営の安定を図
るため、日本専売公社(以下「公
社」という。)が当該資金の融通
について損失補償及び利子補給を
行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二条 公社は、農林中央金庫その
他政令で定める金融機関(以下「融
資機関」という。)が左に掲げ
る者に対して融資をするときは政
令の定めるところにより、当該融
資をすることによつて受けた損失
を補償し、且つ、当該融資につき
利子を補給する旨の契約を当該融
資機関と結ぶことができる。

一 水害によつてたばこ乾燥場に
損害を受けた者である旨の公社
の認定を受けたたばこ耕作者で
その復旧のために必要な資金の
融通を受けようとするもの

二 水害による葉たばこの減収が
平年におけるその収穫量の百分
の三十以上である旨の公社の認
定を受けたたばこ耕作者で肥
料、葉剤等の購入その他たばこ
耕作上必要な資金の融通を受け
ようとするもの

三 第一号又は前号に規定する者
の加入する農業協同組合で、そ
の者に対し第一号又は前号の資
金を融通しようとする農業協同
組合

2 前項の規定により公社と融資機
関が契約を結ぶことができる融資
は、この法律施行の日から昭和二
十九年三月三十一日までになさ
れ、且つ、その償還期限が昭和三
十四年三月三十一日以前のもので
その利率が、政令で指定する地域
における前項第一号若しくは第二
号に規定する者(以下「指定地域
内の者」と総称する。)又は指定
地域内の者に資金を融通しようと
する農業協同組合に対する融資に
ついては年三分五厘以内、政令で
指定する地域外における前項第一
号若しくは第二号に規定する者
(以下「指定地域外の者」と総称
する。)又は指定地域外の者に資
金を融通しようとする農業協同組
合に対する融資については年六分
五厘以内のものに限る。

3 公社が第一項の規定による契約
を結ぶことができる融資の総額

は、二億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三条 前条第一項の損失とは、融
資元本の償還期限到来後一年の範
囲内で政令で定める期間を経過し
てなお元本又は利子(政令で定め
る遅延利子を含む。)の全部又は
一部について回収されなかつた場
合におけるその回収されなかつた
金額をいう。

2 前条第一項の規定による契約に

基いて公社が行う損失補償の金額
の限度は、融資機関ごとに、当該
融資機関のした同条同項の融資
(以下「融資」という。)の総額
の百分の四十に相当する金額とす
る。

(利子補給の基準)

第四条 第二条第一項の規定による
契約に基いて公社が補給する利子
は、政令の定めるところにより、
融資機関がした融資残高に対し指
定地域内の者又は指定地域内の者
に資金を融通しようとする農業協
同組合に対する融資については年
八分、指定地域外の者又は指定地
域外の者に資金を融通しようとし
る農業協同組合に対する融資につ
いては年五分の割合で計算した金
額とする。

(債権の保全及回収)

第五条 融資機関は、第二条第一項
の規定による契約に基いてした融
資についてこの法律の規定による
損失補償を受けた後も、当該融資
に係る債権を善良な管理者の注意
をもつて保有し、且つ、回収に努
めなければならぬ。

2 前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収に
よつて得た金額のうちから債権行
使のために必要とした費用を控除
し、残額があるときは、これを当
該融資について損失補償を受けな
い損失のてん補に充当し、なお残
額があるときは、この法律の規定
により公社から受けた損失補償の
金額に達するまでの金額を公社に
納付しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第六条 公社、融資機関がこの法律
若しくはこの法律に基く命令又は
第二条第一項の規定による契約に
違反したときは、当該融資機関の
した融資について、補給すべき利
子の全部若しくは一部について補
給をせず、補償すべき損失の全部
若しくは一部について補償をせず、
又既にした利子の補給若しくは
損失の補償の全部若しくは一部
の返還を命ずることができる。

(施行期日)

第七条 この法律に定めるものの
外、この法律の施行に関し必要な
事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行
する。

(目的)

第一条 この法律は、政令で指定す
る地域内に事業所を有し、且つ、
昭和二十八年六月及び七月にお
ける大水害に伴う中小企業信用保
險の特例に関する法律案
昭和二十八年六月及び七月にお
ける大水害に伴う中小企業信用
保険法の特例に関する法律

昭和二十八年六月及び七月における大水害によつて損失を受けた中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金（以下「再建資金」という。）の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。）の規定の特例を定めるものとする。

（保険金額及び保険金）

第二条 再建資金の貸付（相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号の契約に基く給付及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和二十六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付（以下「給付」と総称する。）を含む。）であつて昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第三条第一項の保険関係においては、法第三条第二項及び法第六条の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をするときまでに回収した額を控除した残額に、百分の九十を乗じて得た額とする。

2 再建資金の借入（給付の受領を含む。）による債務の保証であつて昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第九條の二第二項及び法第九條の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をするときまでに回収した額を控除した残額に、百分の九十を乗じて得た額とする。

（再建資金の借入）

2 再建資金の借入（給付の受領を含む。）による債務の保証であつて昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第九條の二第二項及び法第九條の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払う

べき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済（給付の場合には、払込。以下同じ。）をした借入金（給付の場合は、掛金。以下同じ。）の額から指定法人がその支払の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び遅延金）がでなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行つて取得した額（指定法人が借入金の外利息についても弁済をしたときは、求償権を行つて取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額（給付の場合は、総払込額）に対する割合を乗じて得た額）を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

3 再建資金の借入につきしたこと

となる債務の保証であつて昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第九條の六第一項の保険関係については、前項の規定を準用する。この場合において、「法第九條の二第二項及び法第九條の四」とあるのは「法第九條の六第二項及び法第九條の七第一項において準用する法第九條の四」と読み替へるものとする。

（保険料）

第三条 保険料の額は、法第五条（法第九條の五第一項及び法第九條の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

2 地方公共団体は、前項の保険料

の額の二分一以上の額を金融機関又は指定法人に補給するものとする。

（中小企業信用保険特別会計の損失のてん補）

第四条 政府は、この法律の規定により支払つた保険金の額が、この法律の規定により徴収した保険料及び回収金の額をこえる額に相当する金額を、毎事業年度、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰り入れるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案

第一条 昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地方公共団体の区域内に事業所（作業所を含む。以下同じ。）を有する中小企業者（政令で定める者に限る。以下「中小企業者」という。）で、水害により、その事業所及びその所有する機械又は器具（以下「機械等」という。）につき被害を受けたもの（以下「被害中小企業者」という。）に対しては、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属して

いた普通財産のうち機械又は器具（以下「国有の機械等」という。）を、当該機械等の被害を受けた限度において時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し若しくは貸し付け、又はその損害を受けた機械等と交換することができる。

2 前項の規定により交換をする場合には、当該機械等の被害を受けた限度において時価からその五割以内を減額した額とする。

3 前二項の規定により交換をする場合には、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

4 被害中小企業者が第一項の規定により国有の機械等の譲渡を受け、又は交換をした場合において、その納付すべき売却代金又は交換差金については、十年以内の延納の特約をすることができ、この場合においては、確実な担保を徴するものとする。

5 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法第一条第四項」と読み替へるものとする。

（交換差金の延納期限の延長）

第二条 被害中小企業者の所有する機械等が、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号。以下「法」という。）第九條の規定により交換をされ、且つ、水害により損害を受けたものである場合には、法第十一条の規定によりその交換差金につき延納の特約がなされているときは、同条の規定にかかわらず、当該特約による延納の期限を更に三年以内延長する。

（国有の機械等の引渡前の損害の場合）

第三条 中小企業者で、水害により、その事業所又は機械等につき被害を受けたものがした法第九條の規定による交換の契約の後、その引渡前に、その交換に係る国有の機械等が損害を受けた場合において、他の同種の国有の機械等があるときは、当該国有の機械等に代えてこれを交換することができ、この場合において、交換差金の全部又は一部が納付されているときは、当該契約に係る機械等の価額にその納付した交換差金を加算した額をもつて、当該契約における機械等の価額とする。

2 前項の場合において、水害により、当該契約に係る機械等も損害を受けた場合においては、当該契約における国有の機械等の価額に準用する。この場合において、交換差金を生ずるときは、当該交換差金については、同条第四項及び第五項の規定を準用する。

（実施手続等）

第四條、前三條に規定するものの外、この法律の実施その他の手続について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和二十九年十二月三十一日限りその効力を失う。但し、同日以前にした、この法律の規定による国有の機械等の譲渡若しくは貸付、国有の機械等と機械等との交換又は当該売却代金若しくは交換差金の延納に関する定めについては、同日後もなおその効力を有する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律

昭和二十八年六月及び七月における大水害を被つた政令で指定する地域内にある地方公共団体が昭和二十九年三月三十一日までに自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）により開催する自転車競走については、そのうちの一回を限り、当該競走に係る同法第十条第三項に規定する納付金は、これを納付することを要しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

（目的）
第一条 この法律は、昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害によつて損害を受けた小企業者に対するその復旧資金の融通について利率の引下げの措置を講ずることにより、その復旧の促進と経営の安定に資することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「被害小企業者」とは、商工業その他政令で定める事業を行う小規模の事業者であつて、政令で指定する地域内に事業所を有し、且つ、昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害によつて損害を受けたものをいう。

2 この法律において「復旧事業資金」とは、一般の金融機関が、被害小企業者に対し、その損害の復旧に必要な事業資金として、被害小企業者一人につき総額二十万円の範囲内で六月以上三年以内の償還期限及び当該金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率から、次条の規定によつて県が当該金融機関に補給する金額を基礎として算出した利率だけ引き下げた利率で昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

（国庫補助）
第三条 政府は、県に対し、予算の

範囲内で、県が金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた復旧事業資金につき年五分の利率を適用して計算した金額に相当する金額の利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費の二分の一を補助する。

（補助金の切戻又は返還）
第四条 政府は、県がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、当該県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ。

（政令への委任）
第五条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案

（この法律の目的）
第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等を促進するために特別の措置を講ずることにより、公共の福祉を確保し、あわせて民生の安定に寄与することを目的とする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の特例）
第二条 前条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（以下「負担法」という。）を適用するについては、左の各号に定める特例による。

一 負担法第三条の規定により地方公共団体に對し國が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に對する國の負担率は、同法第四條第一項の規定にかかわらず、前條に規定する災害につき、同法第七條の規定により決定された災害復旧事業費の總額を、それぞれ、左に掲げる額に区分して、通次に、それぞれ、左に掲げる率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の總額に對する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとす、四位以下は、四捨五入するものとす。

イ 当該地方公共団体の昭和二十八年年度の標準税収入の二分の一に相當する額までの額については、十分の八

ロ 当該地方公共団体の昭和二十八年年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相當する額については、十分の九

ハ 当該地方公共団体の昭和二十八年年度の標準税収入をこえる額に相當する額については、十分の十

二 前号の規定により國がその費用の一部を負担する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雜費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。この場合において、工事費には、主務大臣が必要と認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

2 前項に規定する災害に關し、負担法第三条各号に掲げる施設について國が施行する災害復旧事業費で、同條に規定する地方公共団体がその費用の一部を負担するものについて、当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五條及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項第一号の規定により國が負担すべき割合を除いた割合とする。

（水防法の特例）
第三条 第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に發生したものに關し、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）に規定する水防管理団体が、水防のため要した費用のうち資材に関するものについては、同法第三十二條の規定にかかわらず、國が、その費用の全額を負担する。

（道路の修繕に對する補助）
第四条 國は、第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域

に発生したもので、道路の修繕を必要とする場合において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路法施行令（昭和二十七年政令第百七十九号）第二十八条に規定するものをいう。）の二分の一を、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第一条に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路の修繕に関する法律の施行に關する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第二条に規定するものをいう。）の二分の一を、昭和二十八年度に限り、それぞれ、補助する。

（地すべり等の防止施設に対する補助）

第五条 地方公共団体又はその機関が、政令で指定する地域において、第一条に規定する大水害により著しい災害を生ずるおそれのある地すべり、山崩れ又は土砂の崩壊を防止するために必要な事業を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費の三分の二を補助する。

（物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の特例）

第六条 国は、第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものの復旧の促進を図るため、当該災害復旧事業を行う地方公共団体に對し、その所有に属する土木機械を貸し付けるときは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の特例に

関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第二条の規定にかかわらず、無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができる。

（公営住宅法の特例）

第七条 第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定を適用するについては、左の各号に定める特例による。

一 事業主体は、当該災害により滅失した住宅に当該災害の當時居住していた者（低額所得者以外の者を含む。）に賃貸するため、第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法第八条第一項の規定にかかわらず、国は、その費用の四分の三を補助する。但し、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

二 前号の補助は、昭和二十八年年度においては滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数、昭和二十九年度においては滅失した住宅の戸数の二割に相当する戸数についてするものとする。

（住宅金融公庫法の特例）

第八条 第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したもののにより滅失した住宅に当該災害の當時居住していた者であつて、この法律施行の日から二年以内に新たに住宅を建設しようとするものが、住宅金融公庫から貸付を受けた場合においては、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する当該貸付金の償還期間を三年間延長するものとし、貸付の日から三年間は、据置期間とする。

（政令への委任）

第九条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律

（補助）

第一条 政府は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域において生じた大水害によつて損害を受けた地方鉄道業、軌道業又は自動車運送事業を営む者が、その受けた損害を復旧するための資金を得ることが著しく困難なため当該事業の全部又は一部を休止し、又は廃止すべき事態に立ち至つた場合に、その休止又は廃止が当該地域における民生の安定及び産業の復興に著しい障害を与えると認めるときは、当該事業の復旧のために要する資金の

この法律は、公布の日から施行する。

五分の一に相当する金額を補助することができる。

2 前項において「地方鉄道業」とは、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項に規定する地方鉄道により旅客又は物品を運送する業をいい、「軌道業」とは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道により旅客又は物品を運送する業をいい、「自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第二項第一号及び第四号に規定する事業をいう。

（補助金の申請）

第二条 前条第一項の補助を受けようとする者は、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に申請しなければならない。

（補助金の使途の制限）

第三条 第一条の規定により補助を受けた者は、当該補助金を定められた使途以外に使用してはならない。

（補助金の返還）

第四条 運輸大臣は、第一条の規定により補助を受けた者が前条の規定に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部を運輸省令で定める利息を附して返還すべきことを命ずることができる。

（融資のあつ旋）

第五条 政府は、第一条に規定する事業を営む者が同条の大水害による損害の復旧のために必要とする資金について、その融通のあつ旋に努めなければならない。

附則

昭和二十八年九月十五日印刷

昭和二十八年九月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局